５　年　保　存 令和８年３月31日満了

ＦＮｏ．－01010802
崎広（広）第302号
令和２年11月19日

各　部　長
　　殿
各　所　属　長

長崎県警察本部長

長崎県警察ホームページ運用要領の制定について（通達）

長崎県警察ホームページについては、「長崎県警察ホームページ取扱要領の制定について（通達）」（平成27年７月24日付け崎広（広）第100号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、この度、一部見直しを行い、別添のとおり要領を定め、令和２年11月20日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、本日限りで廃止する。

別添

長崎県警察ホームページ運用要領

１　趣旨

この要領は、長崎県警察におけるホームページの積極的かつ適正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

２　用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) ホームページ

長崎県警察が運用するウェブサイトをいう。

(2) コンテンツ

ホームページにより提供される文字列、画像、音声、動画などのデータ又はこれらを組み合わせたものをいう。

(3) ホームページ管理システム

長崎県警察イントラネットに接続したNPP-WAN端末から専用の管理画面を通じてコンテンツの作成、管理等を行うシステムをいう。

３　掲載方針

ホームページには、その長崎県警察の基盤的広報媒体としての位置付けを踏まえ、県民の安全・安心に関する情報、警察行政の透明性を確保するための情報等を積極的に掲載するものとする。

４　管理体制

(1) ホームページ管理責任者

ア　警務部広報相談課にホームページ管理責任者を置き、警務部広報相談課長をもって充てる。

イ　ホームページ管理責任者は、ホームページの企画、運用、管理等に関する事務全般を総括するものとする。

(2) コンテンツ管理者

ア　各所属にコンテンツ管理者を置き、所属長をもって充てる。

イ　コンテンツ管理者は、自所属におけるコンテンツの作成、管理等を適正に行うものとする。

ウ　コンテンツ管理者は、自所属の職員１名をコンテンツ管理補助者に指定し、コンテンツの作成、管理等を補助させるものとする。

エ　コンテンツ管理者は、コンテンツ管理補助者を指定し、又はその指定を解除したときは、その都度、「コンテンツ管理補助者指定（解除）報告書」（別記様式１）によりホームページ管理責任者に報告するものとする。

(3) 警務部情報管理課長

警務部情報管理課長は、ホームページの企画、運用、管理等について技術支援を行うものとする。

5　コンテンツの作成等

(1) 作成

ホームページを構成するコンテンツは、別に定めるホームページ管理マニュアルに基づき、ホームページ管理システムを使用して作成するものとする。ただし、「外部委託によるコンテンツの作成に係る協議書」（別記様式２）及び関係書類をホームページ管理責任者に提出して協議し、その承認を得たときは、外部の業者に委託して作成することができる。

(2) 管理

コンテンツ管理者は、自所属で作成したコンテンツをホームページ上に公開したときは、内容が常に最新のものとなるように努めなければならない。

6　コンテンツの公開手続

(1) 公開等の申請

コンテンツ管理者は、コンテンツのホームページ上での公開又はホームページ上に公開したコンテンツの更新若しくは削除（以下「公開等」という。）をしようとするときは、ホームページ管理システム又は「コンテンツ公開等申請書」（別記様式３）により、ホームページ管理責任者に公開等を申請するものとする。

(2) 公開等の処理

公開等の申請を受けたホームページ管理責任者は、申請に係るコンテンツを審査した上で、問題がないと認めるときは、当該コンテンツについて公開等をするものとする。

7　公開期間の設定

コンテンツの公開期間は最長１年とする。

なお、コンテンツ管理者が公開期間を延長する必要があると判断した場合は、再度、コンテンツの公開等を申請するものとする。

8　他の所属で作成したコンテンツの編集

コンテンツ管理者は、他の所属で作成したコンテンツについて自所属の業務に関する情報の追加、その他の編集を希望する場合は、当該他の所属のコンテンツ管理者及びホームページ管理責任者と協議するものとする。

9　パスワードの管理

ホームページ管理システムで使用するパスワードは、所属ごとに１個を割り当てるものとし、コンテンツ管理補助者は、１か月に１回以上、当該パスワードを変更するものとする。

10　リンクの設定

(1) ホームページへのリンク

ホームページへのリンクは、自由とするものとする。ただし、リンク元のウェブサイトの内容が法令、公序良俗等に反する場合は、当該ウェブサイトの管理者に対し、リンクの解除を求めるものとする。

なお、リンク先となるコンテンツの名称の表示方法について条件を付す場合は、その旨をホームページ上に明記しなければならない。

(2) 外部のウェブサイトへのリンク

ホームページから外部のウェブサイトへのリンクを行う場合には、リンク先のウェブサイト管理者が定める条件に留意するものとする。

11　アクセシビリティ等への配慮

コンテンツの作成に当たっては、高齢者、障害者等の身体の機能に制約のある人を始め、誰でも容易に必要な情報を取得できるよう、アクセシビリティ（利用しやすさ）及びユーザビリティ（使いやすさ）に配慮したものとなるよう努めるものとする。

12　著作権及び個人情報の保護

(1) 著作権の保護

コンテンツの作成に当たり、論文、地図、写真等の著作物を利用する場合は、著作権の有無、所在等に十分留意し、必要に応じ、許可を得るなど適切な措置を講じなければならない。

(2) 個人情報の保護

ホームページの運用に当たっては、長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）に基づき、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等の特定の個人を識別することができる情報を適正に取り扱わなければならない。

13　安全の確保

(1) 情報セキュリティ

ホームページの情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、「長崎県警察における情報セキュリティに関する訓令」（平成16年11月19日付け長崎県警察本部訓令第38号）等長崎県警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(2) 管理対象情報の分類

ホームページに係る「長崎県警察情報セキュリティに係る管理体制について（通達）」（平成31年３月５日付け崎情（電）第61号）第１の２に規定する管理対象情報の分類については、次のとおりとする。

情報等の種類	機密性	完全性	可用性
長崎県警察ホームページ	１（低）	２（高）	２（高）

別記様式１

１　年　保　存 年３月31日満了

ＦＮｏ．－03010901
第　　号
年　　月　　日

警務部広報相談課長　　殿
（ホームページ管理責任者）

所　　属　　長　　名
（コンテンツ管理者）

コンテンツ管理補助者指定（解除）報告書

コンテンツ管理補助者について、下記のとおり指定（解除）したので報告します。

記

区　分	指定（解除）日	係　　名	階　級	氏　　名	解除理由
指定・解除	年　月　日				
指定・解除	年　月　日				

別記様式２

１　年　保　存 年３月31日満了

ＦＮｏ．－03010902
第　　号
年　　月　　日

警務部広報相談課長　殿
（ホームページ管理責任者）

所　属　長　名
（コンテンツ管理者）

外部委託によるコンテンツの作成に係る協議書

外部委託によるコンテンツの作成について、下記のとおり協議します。

記

コンテンツの名称	
コンテンツの作成目的	
外部委託業者名等	・業者名 ・所在地 ・電話番号
コンテンツの作成方法	
コンテンツの容量	
公開予定期間	年　月　日から　年　月　日まで
備考	

別記様式３

１　年　保　存 年３月31日満了

ＦＮｏ．－03010902

年　月　日

警務部広報相談課長　殿
（ホームページ管理責任者）

所　属　長　名
（コンテンツ管理者）

コンテンツ公開等申請書

申請種別	公開　　更新　　削除
掲載場所	
コンテンツの名称	
公開期間	年　月　日から　年　月　日まで
「更新情報」への掲載	
所属・係	
担当者	（警電　　）
備考	